

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和5年11月16日 長 官 官 房

公安委員会 説明資料No. 2	「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件」について	令和5年11月16日 警備局
--------------------	---	-------------------

1 概要

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストを指定する。

2 指定する予定の国際テロリスト

指定する国際テロリストの名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

○ 指定する予定の国際テロリストの内訳

自 然 人：9個人

法人その他の団体：1団体

※ これらの者については、ハマスの資金調達等に関与したとして、米国の資産凍結の対象としている。

○ 指定の有効期間

官報による告示の日から3年を超えない範囲で指定

3 指定要件の該当性

指定される国際テロリストは、法第4条第1項各号のいずれにも該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。

① 外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第1号）

② 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第2号ハ）

4 今後の予定

11月20日：法第4条第4項の規定に基づく聴聞の実施

速やかに：聴聞の実施結果を踏まえ、指定の要否を検討